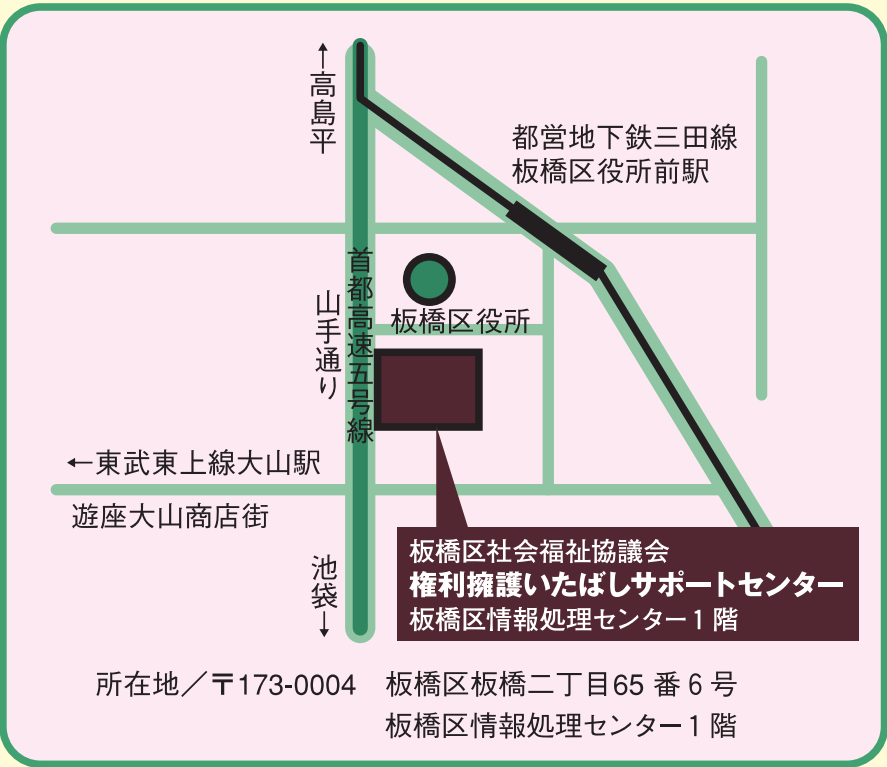


板橋区社会福祉協議会
権利擁護いたばしサポートセンター

電話 / 03-5943-7070
FAX / 03-3964-0245
Eメール / kenri@itabashishakyo.jp
URL / http://www.itabashishakyo.jp
受付時間 / 月～金曜 9時～17時（土日祝は休み）



※都営三田線「板橋区役所前」駅下車徒歩3分
※東武東上線「大山」駅下車徒歩8分
※1階正面に障がい者専用駐車場あり（1台）

けんりようご
権利擁護いたばしサポートセンター

介護サービスや福祉サービスを選んだり、契約することが難しい認知症状のある方や知的障がい、精神障がいなどのある方に、成年後見制度の利用支援や福祉サービス利用の支援を行っています。



成年後見制度に関するお問い合わせ先

●成年後見の申立てについて知りたい		
東京家庭裁判所後見センター	千代田区霞が関 1-1-2	03-3502-5359・5369
●成年後見登記制度のことを知りたい		
東京法務局民事行政部後見登録課	千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	03-5213-1360
●後見人などを紹介してほしい		
「東京三弁護士会」 高齢者・障がい者のための電話相談	千代田区霞ヶ関 1-1-3	03-3581-9110
成年後見センターリーガルサポート東京	新宿区四谷本塩町 4-37 司法書士会館	03-3353-8191
成年後見センターぱあとなあ東京	豊島区南大塚 3-43-11 福祉財団ビル 5F	03-5944-8680

社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会



センター事業のご案内

プライバシーはお守りしますので、お気軽にご相談ください。

けん り よう ご そう ほう そう だん 権利擁護総合相談【無料】



来所相談の場合は
予約をお願いします。

認知症の症状や物忘れのある方、知的障がい、精神がいなどのある方で、日常生活上の意思決定に不安のあるご本人や、その方を支える親族、福祉医療関係者などを対象に、センター職員が、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理、また成年後見制度の利用など、福祉サービスに関する総合的な相談・情報提供を行います。

たとえばこんなことをご相談ください。

- 介護や福祉サービスに関する契約手続きの不安
- 日常の通帳入出金や各種支払いなど金銭管理の悩み
- 成年後見制度について知りたい

けん り よう ご せん もん そう だん 専門職による権利擁護専門相談【無料】



【相談時間】

予約制

1回45分程度

※電話などにより受け付けています。

認知症の症状や物忘れのある方、知的障がい、精神がいなどのある方の権利擁護や成年後見制度の利用に関する専門的な法律相談を専門職がお受けします。また必要な手続きの説明や適切な専門機関などをご紹介します。

たとえばこんなことをご相談ください。

- 成年後見制度の利用に伴う遺言や相続のこと
- 施設入所による不動産などの高額な財産の管理や処分のこと

ち い き ふく し けん り よう ご じ ぎょう 地域福祉権利擁護事業【有料】

▶利用できる方は？

- 区内で在宅生活をされている、認知症の症状や物忘れのある方、知的障がい、精神障がいなどのある方で日常生活上の意思決定に不安のある方。
- この事業についてある程度理解できる方。

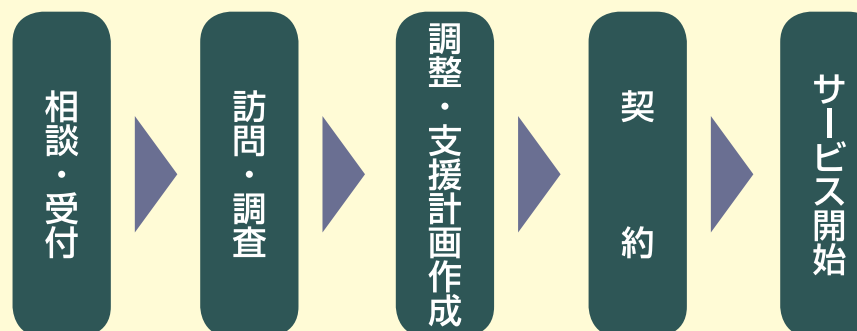
▶サービス内容は？

1	〈基本のサービス〉 福祉サービスの利用援助	2	日常的金銭管理 サービス	3	書類等の預かり サービス
●	様々な福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談	●	年金および福祉手当の受領に必要な助言	●	年金証書
●	利用における申し込み、契約の確認	●	病院への医療費支払いのお手伝い	●	預貯金通帳
●	利用料金の支払い確認	●	税金や社会保険料、公共料金支払いのお手伝い	●	証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）
●	苦情解決の手続きの案内	●	日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れのお手伝い	●	実印・銀行印
				●	その他、当センターが適当と認めた書類

▶料金は？

援助内容		料 金
1	〈基本のサービス〉 福祉サービスの利用援助	1,500円 / 1回1時間 (1時間を超えた場合は、30分ごとに600円を加算)
2	日常的 金銭管理 サービス	通帳をご本人が保管する場合 3,000円 / 1回1時間 (1時間を超えた場合は、30分ごとに600円を加算)
	通帳をお預かりする場合	
3	書類などの預かりサービス	1,000円 / 1ヶ月

※上記利用料のほか利用者宅からサービス提供機関や金融機関へ出向いた際に生じた交通費については、利用者の方にご負担していただきます。



◎審査が必要な場合があります。

◎相談から契約まで無料で、サービス開始から有料となります。



成年後見制度のご案内

成年後見制度とは？

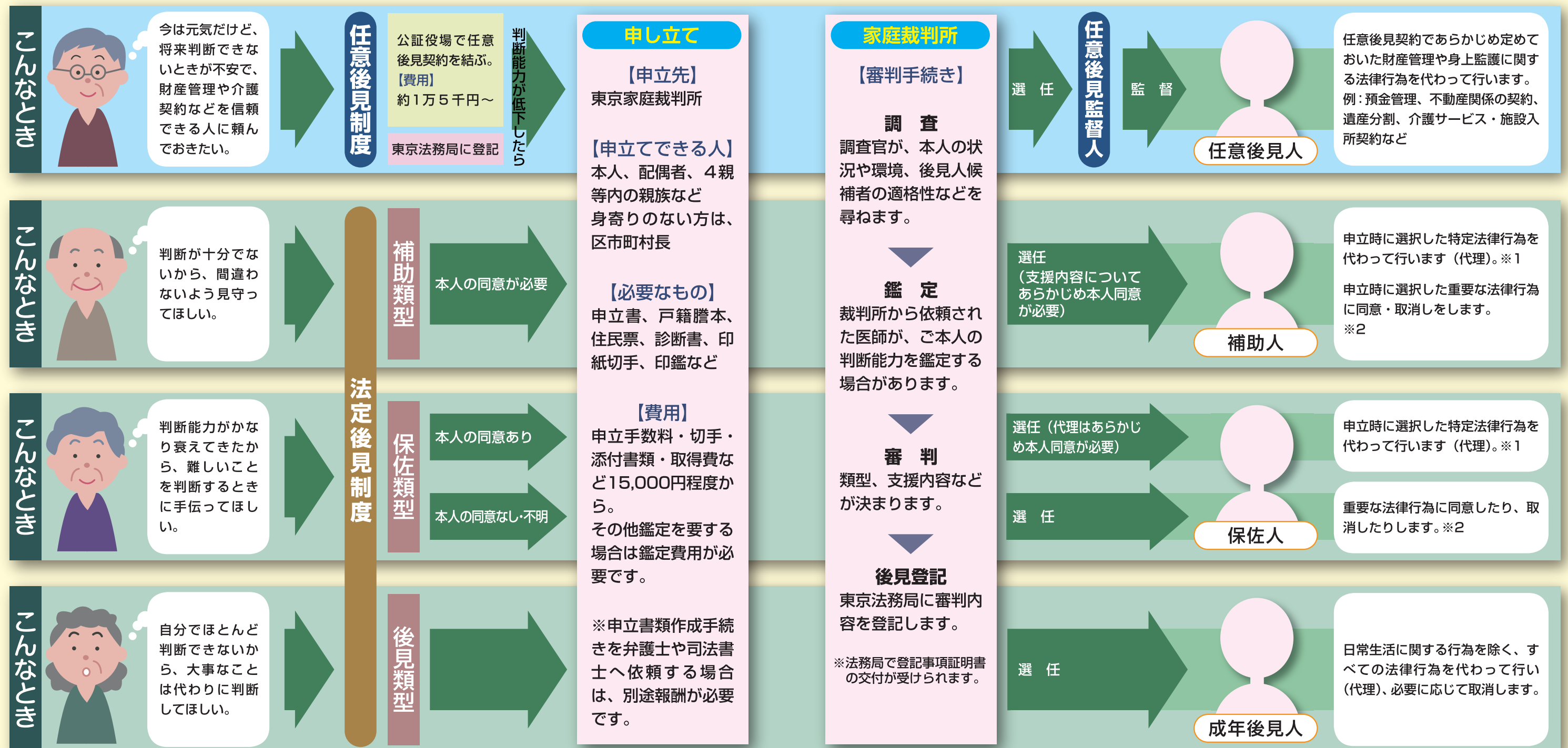
成年後見制度とは、認知症の症状や物忘れのある方、知的障がい、精神障がいなどのある方で、日常生活上の意思決定に不安のある方に後見人などを選任し、その方の権利を法律的に保護し、支えるための制度です。

※1 特定法律行為＝本人の生活、療養看護、財産に関する法律行為。例：介護保険サービスの利用契約など

※2 重要な法律行為（民法第13条第1項）

- ①貸金の元本の返済を受けたり、預貯金の払戻しを受けたりすること。
- ②金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- ④民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。

- ⑤贈与すること、和解・仲裁合意をすること。
- ⑥相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ⑧新築・改築・増築や大修繕をすること。
- ⑨一定の期間を超える賃貸借契約をすること。



◎最終的な類型は、裁判所の審判で決まります。

◎法定後見人への報酬は裁判所が決定します。

◎法定後見も必要に応じて監督人が選任される場合があります。

このページに関するお問い合わせ

経営企画課

権利擁護いたばしサポートセンター

〒173-0004 板橋区板橋二丁目65番6号
板橋区情報処理センター1階

電話：03-5943-7070 FAX：03-3964-0245
メール：kenri@itabashishakyo.jp



いたばし社協キャラクター



板橋区社会福祉協議会
Itabashi Council of Social Welfare

〒173-0004 板橋区板橋二丁目65番6号
板橋区情報処理センター1階
代表電話番号：03-3964-0235